

# 日本臨床検査専門医会会則

昭和 57 年 5 月 1 日制定	平成 17 年 4 月 9 日改正
昭和 60 年 9 月 22 日改正	平成 18 年 4 月 22 日改正
平成 1 年 10 月 1 日改正	平成 18 年 11 月 8 日改正
平成 2 年 10 月 12 日改正	平成 20 年 11 月 27 日改正
平成 5 年 10 月 19 日改正	平成 22 年 6 月 5 日改正
平成 7 年 11 月 15 日改正	平成 24 年 11 月 29 日改正
平成 9 年 10 月 29 日改正	平成 26 年 5 月 31 日改正
平成 13 年 9 月 1 日改正	平成 30 年 5 月 12 日改正
平成 14 年 11 月 21 日改正	令和 元年 11 月 21 日改正
平成 16 年 4 月 10 日改正	

## 第 1 章 総則

- 第 1 条 本会は日本臨床検査専門医会と称する。  
2 本会の英文名は Japanese Association of Clinical Laboratory Physicians と称する。  
第 2 条 本会の事務所は東京都千代田区神田平河町 1 番地 第 3 東ビル 908 号に置く。

## 第 2 章 目的と事業

- 第 3 条 本会は臨床検査に携わる医師の資質の向上とその育成および相互の発展を図り、臨床検査に関する正しい情報提供を介し、国民の健康の維持・増進を図ることを目的とする。  
第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
2 総会、講演会、集会などの開催  
3 会誌およびその他の刊行物の発行  
4 高品質の臨床検査情報の提供  
5 その他本会の目的達成に必要な事項

## 第 3 章 会員

- 第 5 条 本会の会員は正会員および賛助会員とする。  
2 正会員は本会の目的に賛同する個人で A 会員および B 会員から成る。A 会員は日本専門医機構が認定する「基本領域 臨床検査専門医」または日本臨床検査医学会が認定する「日本臨床検査医学会 臨床検査専門医」または日本臨床検査医学会が認定する「名誉臨床検査専門医」の資格を持つもの、B 会員は認定臨床検査専門医の資格を有しないが臨床検査に関連のある業務に携わる医師とする。  
3 賛助会員は本会の目的に賛同する個人または団体とする。  
4 正会員は総会の議決権ならびに会長および監事の選挙権を有する。また A 会員は会長および監事の被選挙権を有する。  
5 賛助会員は総会の議決権、会長および監事の選挙権、被選挙権を有さない。  
第 6 条 本会に正会員または賛助会員として入会を希望する者は、会長あて入会申込書を事務局に提出し、資格審査委員会の議を経て幹事会の承認を得る。幹事会承認日を以て入会日とする。  
第 7 条 退会希望者は会長あて退会届を事務局に提出する。会員資格の喪失の時期は、退会届を本会が受理した日とする。  
第 8 条 会員が本会の名誉を著しく傷つけた場合は幹事会の決議で退会させることができる。  
第 9 条 会員が 2 年以上引続き会費を滞納し、理由なくして督促に応じない場合は幹事会の決議により退会させることができる。

## 第 4 章 会計

- 第 10 条 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。  
第 11 条 会長は会計年度開始前に予算収支書を作成し、総会の承認を得なければならない。  
第 12 条 会長は毎会計年度終了後に決算報告書を作成する。この決算報告書は監事の監査を受け幹事会の承認を経た後、総会において承認されなければならない。  
第 13 条 正会員の年会費は 10,000 円、ただし 1 月 1 日現在満 70 歳以上の正会員は 5,000 円とする。

第14条 賛助会員の年会費は一口 100,000 円で一口以上とする。  
本会の会計年度は 1月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わるものとする。

## 第 5 章 役員

- 第15条 本会に次の役員を置く。役員は正会員を以て構成する。  
会長 1 名、副会長 2 名、常任幹事若干名、幹事若干名、監事 2 名  
なお会長、副会長、常任幹事、幹事、監事はいずれも就任時に 70 歳未満である者とする。
- 第16条 会長は A 会員資格を持つ正会員を被選挙権者として、正会員の選挙により有効投票数の過半数を以て選出する。
- 第17条 会長は会務を総括する。
- 第18条 会長の任期は 2 年とし、連続、不連続にかかわらず、1 期を限度として再選されることができる。なお、会長を 2 期務めた者はその後の会長選挙において会長の被選挙権を失うものとする。
- 第19条 副会長は、A 会員資格を持つ正会員から会長が選任し、委嘱する。副会長の任期は 2 年とし、連続して 2 期を超えて副会長の任に留まることはできない。副会長は会長を補佐し、また、会長の業務遂行が困難な状況が生じた場合には、当該会長の任期の範囲内でその業務を代行する。なお副会長の業務遂行が困難な状況が生じた場合、会長は必要に応じて任期中に新たな副会長を委嘱することができるが、この副会長の任期は会長の委嘱日から当該会長の任期終了日までとする。
- 第20条 幹事は会長が正会員の中から選任し、委嘱する。幹事は会長を補佐し、会務を分担する。幹事の任期は 2 年とし、連続して 2 期を超えて幹事の任に留まることはできない。幹事の業務遂行が困難な状況が生じた場合もしくは幹事の追加が必要となる場合、会長は任期中に新たな幹事を委嘱することができるが、これらの幹事の任期は会長の委嘱日から当該会長の任期終了日までとする。
- 2 常任幹事は幹事の中から会長が委嘱する。庶務、会計などの他、各種委員会委員長などの会務を担当する。
- 第21条 監事は A 会員資格を持つ正会員を被選挙権者として、正会員による選挙を行い、有効得票数第一位を以て選出する。監事は民法第 59 条に規定された内容に関わる会務を行う。監事の任期は 4 年とする。監事の任に留った者は、その任期満了に際して行われる監事選挙に限り、監事の被選挙権を失うものとする。なお監事の業務遂行が困難な状況が生じた場合、監事選挙の次点者を監事に充てる。ただし、補欠として選任された監事の任期は、前任者の残存期間とする。
- 第22条 会長は第 4 条に定めた事業を行うために各種委員会を置くことができる。
- 2 委員長および委員は正会員の中から会長が選任し、委嘱する。
- 3 委員長および委員の任期は 2 年とし、連続して 2 期を超えてその任に留まることはできない。ただし、会長が、継続の必要性があると認めた委員長、委員についてはこの限りではないが、継続した場合でも連続しての任期は 8 年を超えない。
- 第23条 会長は任期満了に際して、あらかじめ選挙管理委員若干名を任命し、選挙管理委員会を組織する。選挙管理委員会の委員長は選挙管理委員の互選により決定する。
- 2 選挙管理委員会は会長ならびに監事の選挙に関する業務を統括する。
- 3 選挙管理委員会は、会長ならびに監事の選挙終了後、速やかに結果を会員に報告する。

## 第 6 章 会議

- 第24条 会議は総会、幹事会、常任幹事会、委員会などとする。
- 第25条 総会は正会員をもって組織し、年 1 回以上開催する。総会は会長が招集し、これを開催する。総会議長は会長が行う。総会は正会員の 1/3 以上の出席を以て成立し、議事は出席者の過半数の賛成で可決される。なお、委任状を以て代理人に評決を委任したものは出席者とみなす。
- 第26条 幹事会および常任幹事会は必要に応じて会長が召集し、これを開催する。
- 第27条 委員会は必要に応じて委員会委員長が召集し、これを開催する。

## 第 7 章 会則の変更、細則

- 第28条 本会則の変更にあたっては幹事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。
- 第29条 本会則施行についての細則を別に定める。

## 第8章 称号の授与

- 第30条 有功会員の称号は、満70歳を過ぎた正会員であり、本会に貢献をした者で、幹事会が推薦し、総会で承認を得た者に対して授与する。
- 第31条 名誉会員の称号は、満70歳を過ぎた正会員であり、本会に多大な貢献（会長、副会長、監事1期以上、幹事2期以上、春季大会長、もしくはこれらに準ずる貢献）をした者で、幹事会が推薦し、総会で承認を得た者に対して授与する。
- 第32条 有功会員、名誉会員は総会の議決権ならびに会長および監事の選挙権を有する。

### 付 則

1. この会則は平成27年1月1日から施行する。
2. やむを得ない状況により役員の任期終了後においても次期役員が選出されない場合、新役員が選出されるまでの期間については前期役員が業務を継続する。
3. 関係団体等に委員や役員等を派遣する必要が生じた際には、会長が正会員から選任し、委嘱する。

## 日本臨床検査専門医会細則

### 総 則

本細則は日本臨床検査専門医会会則に基づく運用に際し、細部を規定するものとする。細則の変更は幹事会が承認する。

#### 1. 日本臨床検査専門医会会員細則

##### (目的)

第1条 この細則は、日本臨床検査専門医会第3章の会員に関し、会則で定める以外の必要な事項を定めることを目的とする。

##### (異動の届出)

第2条 会員は、会則第3章、第6条の入会申込書の記載事項に変更があった場合は、すみやかにその旨を書面にて会長に届け出なければならない。

##### (休会)

第3条 会員は、次の場合には休会することができる。

- (1) 留学又は休職の場合
- (2) その他止むを得ない理由により本会が認めた場合

- 2 休会の効力は、会員からの書面による届け出により発生し、復会の届け出により消滅する。
- 3 休会の期間は最長2年間とする。休会の期間が2年を超える場合には、その時点において書面による延長の届け出をするものとする。この場合において、延長は1年毎に行うものとする。
- 4 休会者については、会費の納入を免除し、会誌の配付、会員履歴、選挙権の行使等の会員資格を停止する。ただし、会計年度途中における休会および復会の場合、当該年度の会費を納入するものとする。

(退会の届出)

第 4 条 本細則第 3 条の規定により休会の届け出をした場合において、2 年をこえても休会延長の届け出がない場合には、その日をもって退会の届け出があったものとみなす。

(会長選挙規定)

第 5 条 会長選挙において、いずれの候補者も有効投票数の過半数に達しない場合には、上位 2 者の決選投票を行い、多数票を得た者を選出する。決選投票において 2 者の得票数が同一であった場合には、選挙管理委員会の定める方法によるくじ引きによって当選者を決定する。

(監事選挙規定)

第 6 条 監事選挙において、2 名以上の候補者が同一有効得票数を獲得した場合には、選挙管理委員会の定める方法によるくじ引きによって当選者 1 名および次点者 1 名を決定する。また、有効得票数 2 位の候補者が 2 名以上となった場合には、選挙管理委員会の定める方法によるくじ引きによって次点者 1 名を決定する。

(監事補欠選挙)

第 7 条 監事の業務遂行が困難な状況が生じた場合、監事選挙の次点者を監事に充てるが、次点者がいない場合には、監事補欠選挙を行う。会長は選挙管理委員若干名を任命し、監事補欠選挙管理委員会を組織する。選挙は通常の監事選挙に準じて行い、有効得票数順に当選者 1 名、次点者 1 名を決定する。同数の有効得票数を得た候補者が 2 名以上となった場合には、選挙管理委員会の定める方法によるくじ引きによって当選者 1 名および次点者 1 名を決定する。

(選挙結果の公表)

第 8 条 会長ならびに監事（補欠選挙を含む）選挙の結果については、選挙終了後、速やかに日本臨床検査専門医会のホームページに選挙管理委員会名での公告を掲載し、これを以て会員への公式な結果報告とする。

付 則

1. 平成 30 年 1 月に新規就任した監事の任期は 4 年とする。

平成 22 年 3 月 12 日制定 平成 24 年 11 月 29 日改正

平成 25 年 6 月 29 日改正

平成 30 年 5 月 12 日改正

令和元年 11 月 21 日改正